

映画「獄友」の主題歌

「真実・事実・現実 あることないこと」

作詞: 谷川俊太郎 作曲: 小室等
歌: 獄友イノセンスバンド

ほんとをうそにするのはコトバ
うそをほんとにするのもコトバ
コトバはヒトのつごうでかわる
うそがほんとのかめんをかぶり
うそのすがおはやみのなか

一つしかない『真実』
言葉で二つの「事実」に分裂
ほんとの事実と代わりの事実
二つの事実が言葉のおかげで<現実>
それがじりじり侵し始める真実

黒なのか白なのか
天は知っているはず
地だっておそらく知っている
でもおのれはどうか
他人の言葉の綱に絡め取られて
自分の言葉がもがいている

なかったか あったのか
なかったことがあったとされて
おぼえていることわすれさられ
あることないことこんぐらかって
ほんとのほんとはどこにある
ほんとのほんとはどこにある

生まれたばかりの真っ白な雪が 夜
人間たちの足跡で汚れていきます 朝

どれが自分の足跡なのかも分からないほどに
そんな現実からいくつもの事実へと
いくつもの事実へとさかのぼり

遂にただ一つの真実に至る道は
信じて夢見ることから始めるしかない
信じて夢見ることから始めるしかない
信じて夢見ることから始めるしかない
信じて夢見ることから始めるしかない

ほんとをうそにするのはコトバ
うそをほんとにするのもコトバ
コトバはヒトのつごうでかわる
うそがほんとのかめんをかぶり

うそのすがおはやみのなか
うそのすがおはやみのなか
うそのすがおはやみのなか
うそのすがおはやみのなか

「獄友」を観る

無罪判決から4年あまりで亡くなった「布川事件」の杉山さんも出てくるが、ヌーボーとしたさまが懐かしい。桜井さんは、冤罪者支援のために精力的に各地を巡る一方で、念願の「歌手」としても活躍をしている。友だちもなく、ずっと一人だった「足利事件」の菅家さんは、見違えるほどの饒舌家になり、得意のカラオケでも人をうならせる。未だ別世界を持たざるを得ない袴田さんは、「走る」ことを始め、噛み合わないところはあるが、他者との交流も成り立ち、将棋では無類の強さを発揮する。独り、再審開始決定もまだ出ていない石川一雄は、獄友たちのそれを目の当たりにし、複雑な表情を見せる。とても切ない場面だ。しかし、彼らとの友情に包まれ、ひと時の癒しの時間を過ごす。柔らかい表情がいい。

肩ひじ張らず、気楽に楽しめるいい作品だ。「主役」の5人の個性が絡み合い何とも言えない雰囲気を出している。「冤罪」と聞けば、「怒り」「哀しみ」「闘い」といったフレーズが思い浮かぶが、それらをふわりと超え、涙ではなく、思わず笑いがこぼれる明るい世界があった。

彼らをとらえるカメラのレンズが温かいのだろう。そして、それは金監督のまなざしでもある。よけいな力が抜け、いわば「自然体」で5人を見る位置にあることがわかる。映画を観る者の視線もそれと重なり、同化していくような気分になる。

「事件」と「冤罪」とがあって、五人五様の世界がある。「事件」と「冤罪」とがなければ、五人の今の世界は違ったものになっていた。失ったもの、取り戻すことができないものもたくさんあるが、得たものもあると彼らは言う。そして、それらは秤にかけることはできないものなのだ。

しかし、「冤罪」はあってはならない。なくすべきものであることは間違いない。彼らが今、待ち望んでいるのは、いずれも東京高裁で審理中の「袴田事件」の検察の即時抗告の棄却と、狭山事件の再審開始決定だ。(sasaki)



ストーンリバー STONE RIVER

豊中・狭山事件研究会「ストーンリバー」号外 2018年5月

大阪府豊中市庄内栄町3-16-10 (石原方)

TEL・FAX 06-6332-4980

Eメール ishiharabin@yahoo.co.jp

郵便振替 00960-8-100574「狭山事件研究会」

関連ブログ <http://burakusabe.exblog.jp/>

予告 「獄友」豊中上映会

①2018年9月19日(水)
18:00~21:00

アフタートーク・金 きむ そんろうん 聖雄(監督)

②2018年9月22日(土)
13:30~15:30

上映時間: 115分

会場: 豊中人権まちづくりセンター
参加費: 未定

やってないのに、殺人犯。
人生のほとんどを獄中で過ごした男たち。
彼らは言う
「不運だったけど、不幸ではない」。
「また冤罪映画!？」と思う人もいるだろう。
しかしどうしても描かなければならないものがある。

監督 金聖雄



長期戦 不死の私の 歳を云う 勝利の日まで 凜と立つ

● 映画「獄友」の中で一雄さんが詠んだ歌

5・23メッセージ

確定判決の予断と偏見に満ちた不当な差別判決の前に、現在もなお殺人犯の汚名を背負わされ、仮出獄をした今も、非人道的処遇を強いられ、保護観察所や、保護司への報告を義務付けられてから24年になろうとしておりますが、この生活環境を直視すれば当然の事乍ら、私の憎悪の対象は寺尾判決の一言に尽きる訳ながらも、皆さん方もご承知の通り、此の間に開示された取調べ録音テープ等からも、如何に確定判決がゴリ押しであったか、明らかであり、正しくこの第三次再審闘争の中で、これまでの有罪の証拠に合理的疑いが生じていたかが、満天下に示されており、そうであれば、直ちに真相究明すべく、鑑定人尋問を行うべきと切に願っています。

前述の様に、取調べ録音テープに因って明らかになったのは、自白調書すべてに渡って国家権力、警察が私を狭山事件の犯人にデッチ上げるために仕組んだ証拠の捏造、事件のストーリーであり、証言の偽造、証拠の改ざんの事実を暴露し、警察が私に嘘の自白を強要、強制していたことが決定的に明らかになったのです。

これまでも支援者各位による検察に対して「証拠を隠さず開示しろ」の声に押され、少しずつながらも現在190点以上の証拠が開示され、それに対して弁護団から無実を明らかにする200点近い新証拠が出されています。一度も事実調べ、鑑定人尋問を行うことなく再審を棄却してきたこれまでの裁判所の決定を、満腔の怒りを持って糾弾してきましたが、今度こそ鑑定人尋問を行うものと信じています。

今テレビ等で、警察権力、国家権力、官僚等の不祥事が毎日のようににぎわしていますが、一方では、私の狭山事件の検察の証拠隠しは元より、それを黙認している裁判所の不正義について、取り上げられることはほとんどなく、由々しき問題であると、声を大に訴えます。

今日は55年前に不当逮捕された日であり、各地で沢山の参加のもとで糾弾集会が開かれていると思われ、例年の事乍ら、感謝の気持ちで一杯です。振り返れば、この55年は途轍もなく長い道のりでありましたし、またある時は闘いを放棄して終いたいと思ったこともありましたが、皆さん方をはじめ、全国の子どもたちから「石川さんが頑張って下さい。私たちも応援しています」という手紙に励まされて、心折れずに闘い続けてこられました。

55年の今日まで、未だ冤罪を晴らすことは出来得なかったけれども、この第3次再審で必ず再審の扉が開かれると確信し、自分自身の為、また、何よりも長年にわたって支援し続けて下さった多くの支援者の皆さんの声に応えなければと、日々、自分自身に鞭うって頑張っております。

皆さんお一人おひとりが石川一雄になり、真相究明のために裁判が開かれるように署名活動や、様々に闘って下さっている事を思うと一層の闘争心が湧き、「これしきのことでへこたれないぞ」との覚悟しております。

昨年12月に就任した後藤真理子裁判長も、取調べ録音テープ等を驚愕を持って聴取され、また、福江、下山、川窪鑑定等の科学的な鑑定もしっかり確認されている筈であり、だからこそ、事実調べや鑑定人尋問の必要性、重要性を認識されていると信じております。

今日の集会をバネに、現審の後に裁判はないと自分自身に言い聞かせ、不屈に闘って参りますので何卒私の固い決意をおくみ頂き、最大限のお力を下さいますよう心からお願い申し上げます。私の挨拶に代えて失礼いたします。

2018年5月23日

石川 一雄

第36回三者協議について(報告)

部落解放同盟中央本部

(1)新証拠と補充書を提出(5月11日)

2018年5月11日、弁護団は、自白に関する補充書2通を提出しました。

提出された補充書の1通は、公判での自白についてで、石川さんが1審の裁判中も否認せず、検察官や裁判官の尋問に対して、取調べ段階の自白内容を維持していたのは、取調べで否認できない状況に追い込まれ自白にいたった経緯、あきらめの心境と弁護人との信頼関係が失われていたこと、警察官による金品の差し入れなどの「面倒見」という複合的な要因によるもので、公判廷の自白内容も捜査段階の自白と同じ内容で信用できないことを開示された取調べ録音テープなどをもとに明らかにしたものです。

また、もう1通の補充書は、石川さんの自白に任意性、信用性がないことを指摘したものです。証拠開示された取調べ録音テープでは、否認を続ける石川さんに対して、3人の警察官が「脅迫状を書いたことは間違いなく」「供述する義務がある」「書いた書かないを議論しているときではない」などと脅迫状を書いたという自白を強要している取調べが録音されていました。こうした取調べでなされた自白はどうい任意になされた自白とはいえないことを指摘しています。

また、届けられた脅迫状と一緒に封筒に入っていた被害者の身分証明書について、取調べ録音テープのやりとりで石川さんは説明できず、石川さんが被害者の身分証明書を奪って封筒に入れたという体験をした犯人でないことを示していると指摘しています。狭山事件の有罪判決(東京高裁・無期懲役判決、寺尾判決)は、石川さんが被害者の手帳を奪い、素通しのところから見える身分証明書を取り出して脅迫状を入れた封筒に身分証明書を入れて被害者の家に届けたとしていますが、関係者の調書、捜査報告書など新証拠4点をもとに、この認定に合理的疑いが生じていることを補充書は明らかにしています。

また、自白通り発見されたとして有罪証拠とされた腕時計についても、取調べテープで、石川さんが腕時計のことを認識しておらず、「腕時計のことはわからない」とくりかえしていることや自白内容が不自然であることを指摘し、殺害現場で奪って自宅に持ち帰り、後日道路上に捨てたという段階の自白も公判での自白も信用性がないことを明らかにしています。

(2)第36回三者協議(5月14日)

2018年5月14日、東京高裁で第36回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の後藤真理子裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、横田、宇都宮、近藤、青木、平岡、小島、河村、山本、高橋、指宿の各弁護士が出席しました。

当面する進行について協議され、検察官はコンピュータによる筆跡鑑定について、反論、反証を検討しているとしました。また、自白の関係についても反論を検討するとしました。

弁護団は8月頃をメドにスコップ関係など準備中の新証拠を順次提出していくことを伝えました。また、提出した自白についての補充書について説明しました。

次回の三者協議は9月中旬に開かれる予定です。

5月23日には、石川さん不当逮捕55カ年を糾弾し、再審開始を求める市民集会が予定されています。映画「獄友」が全国でも映画館での上映がおこなわれています。また、各地での自主上映もおこなわれています。狭山パンフや取調べDVD、狭山事件のパネルなどを活用し、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定、識字能力鑑定、取調べ録音テープを分析した心理学鑑定など、弁護団が提出した新証拠について、学習・教宣を強化し、狭山事件55年をアピールする取り組みを全国各地ですすめよう！映画「獄友」の自主上映運動をすすめよう！以上

●コメント(by sasaki)

36回目の三者協議は、後藤裁判長が記録を読んで臨んだと言われていただけに注目すべきものだった。しかし、「報告」は極めてシンプルで、後藤裁判長については全く触れられておらず、皆目わからない。もちろん、協議後の記者会見も行われず、マスコミ報道もなかった。このままでは「世論」が興らないだろう。

他方、18日には毎日新聞に意見広告が掲載され、大きなインパクトとなった。意見広告については、個人的には10年以上前から会議等の場で提起してきたが、賛同を得られずにきたから、複雑な思いもする。しかし、これは改めて狭山を世に問うことになったし、狭山に関わる人にとっても大きな励みになったはずだ。そう、覚悟を決めてやればやれるということだ。

「報告」によれば、おそらく年内はまだキャッチボールが続くことになる。次回は9月だから、その次は12月だろうか？後藤裁判長の退官日(2020年6月23日)をにらんでの攻防が最終局面を迎える。そこに向かって、私たち「狭山びと」はどうするのが問われている。